

提出書 認定の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	申請書 (更新特 別立書) 認定	所得 証明 書	被扶 養者 収入 状況 報告 書	雇用 契約書 (写) - (または 直近3 カ月分)	公的 年金等 改定通 知書(写) - (または 最新の 年金等 振込通 知書(写) -)	確定 申告書 及び収 支内訳 書(写)	源泉 徴収及 び配 偶者 の	被扶 養者 の配 偶者 の所 得証 明書 類	仕 送 り 状 況 確 認 書	住 民 票 (世 帯 全 員)
大学・予備校等の学生	○	○	●	●			*被扶養者が、子、同居している父母等の場合、配偶者が	*被扶養者に配偶者がいる場合	*被扶養者と別居している場合	*同居が認定要件である場合
無職・無収入(家事従事者等)	○	○	●							
パート・アルバイト等	○	○	○	○						
公的年金等受給者	○	○	●	●	○					
事業・農業・不動産等の収入	○	○	●		○					

注：○については、必ず提出してください。

●については、被扶養者の状況に応じて提出してください。

① 「被扶養者特別認定申請書(更新申立書)」

全員が提出する必要があります。人事給与システムから出力してください。(【別紙4】人事給与システム画面参照)

② 「所得証明書(原本)」

全員が提出する必要があります。必ず最新のもの(平成28年分)の原本を提出してください。

③ 「被扶養者収入状況報告書(用紙同封【別紙2③】)

パート・アルバイト等の収入が現在または前年1年間にあった場合、提出してください。

(所得証明書の給与収入欄が0でない場合は必ず必要となります。)

④ 「雇用契約書(写)または給与支払い明細書(写)(直近3カ月分)」

③により、29年1月以降の収入がある場合に必要となります。給与明細は、雇用主と受給者が確認できるものを提出してください。雇用契約書は勤務時間、給与額等がわかるものを提出してください。(通帳の写しは不可)

※ 紛失等で手元にない場合は、雇用主より金額等の証明を受けた書類を提出してください。

⑤ 「公的年金等改定通知書(写)または最新の年金等振込通知書(写)」

扶助料、障害年金、遺族年金などを受給している者も、年金の改定通知書の写しを提出してください。

(これらは非課税のため、所得証明書には記載されませんが、収入と見なしますので注意してください。)

農業者年金、生命保険契約等に基づく個人年金、貯蓄型の個人年金なども、被扶養者の認定上収入と見なします。

⑥ 「確定申告書及び収支内訳書(写)」

事業、農業、不動産などの収入がある者は、所得証明書に確定申告書及び収支内訳書の写しを添付してください。

⑦ 「組合員及び配偶者の源泉徴収票(写)」

被扶養者が、子、同居している父母、同居している配偶者の父母等の場合必要になります。配偶者がいない場合、配偶者や家族が組合員の扶養に入っている場合(扶養手当がついている場合)、配偶者が公立共済組合員の場合は必要ありません。

⑧ 「被扶養者の配偶者の所得証明書及び内訳が確認できる書類」

父母又は祖父母の一方を被扶養者として認定する場合は、必ずその配偶者の所得証明書(平成28年分)と、年金額改定通知書等、金額の内訳を確認できる書類の写しを添付してください。

⑨ 「仕送り状況確認書(用紙同封【別紙2⑨】)

被扶養者と別居している場合(単身赴任の場合は同居と見なします)は、「仕送り状況確認書」を提出してください。

なお、組合員の仕送り額は、当該被扶養者等(当該被扶養者及び当該被扶養者と世帯を同じくする者)の全収入(当該被扶養者等の所得+組合員その他の仕送り等による収入)の3分の1以上の額を仕送りする必要があります。

※ 被扶養者が、海外にいる場合は、手渡しではなく、何らかの送金の証明が必要になります。

⑩ 「住民票(世帯全員)」(原本)

同居が認定条件の三親等以内の親族(組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子)を更新する場合は、提出してください。

※ この他、状況により支部長が特に必要と認める書類を提出していただく場合があります。